

監 査 委 員 公 表

橋本市監査委員公表第 3 号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、令和5年度行政監査を実施した
ので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和6年3月22日

橋本市監査委員 瀧川 千秋

橋本市監査委員 花岡 孝治

(公 印 省 略)

令和5年度

学校監査結果報告書

橋本市監査委員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査（学校監査）

第2 監査のテーマ

準公金「学校徴収金」の取扱いについて監査する。

第3 監査の目的

準公金は、市の歳入歳出現金である公金とは異なり、地方自治法や橋本市会計事務規則の適用を受けないが、紛失・盗難等の事故や不正が発生した場合は、担当職員に加え市の管理責任も問われることになるため、公金に準じて、適正な取扱いがなされなければならない。

本市における準公金「学校徴収金」の取扱いについては、令和5年3月24日に策定（令和5年4月1日施行）された「橋本市立学校準公金取扱規程」に沿って行うこととされている。本市の小中学校においては、小中学校の教職員が、保護者から集めた教材費や積立金等の現金等を取り扱っている。このような現金等については、和歌山県教育委員会からは「学校徴収金」としての定義付けが示されている。具体的には「学校には、公費とは別に学校が扱う会計として個人用の教材や修学旅行、卒業アルバム代金積立金など、児童生徒に直接還元される性質の会計（学校預り金会計）とPTA等学校関係団体の会計とがあり、これらを合わせて学校徴収金と定義する。」としている。

令和3年度学校監査に続き、準公金「学校徴収金」の管理体制を把握し、今後の適正な事務の執行及び事故等の未然防止に資することを目的として、今回あらためて行政監査を実施した。

※ P6：【学校徴収金の体系図】参照

第4 監査の対象及び実施方法

対象：市立小学校14校の内、2校（高野口小学校・城山小学校）
市立中学校5校の内、1校（橋本中央中学校）

小中学校全19校の中から前回の学校監査の対象校を除き、任意に3校を選定し、市監査委員及び監査委員事務局職員が各学校に出向き、校長及び関係職員から聴き取り調査を実施した。通帳、その他諸帳簿の確認を行うとともに、保管現金の有無等についても確認を行った。

第5 監査（現地調査）実施年月日

令和6年1月24日（水）

第6 監査執行者

監査委員 瀧川 千秋
監査委員 花岡 孝治

第7 監査項目と着眼点

1. 学校預り金会計・PTA等学校関係団体会計

- ① 準公金管理者、会計担当者及び通帳・印鑑関係
 - ・ 準公金管理者、会計担当者は誰か。
 - ・ 通帳・印鑑の管理者はそれぞれ誰か。
 - ・ 通帳・印鑑の保管場所はどこか。（鍵のかかる場所に分離して保管しているか）
 - ・ キャッシュカードの有無（あれば、誰が管理しているか）
- ② 収支管理簿・伝票等の作成状況
 - ・ 収入・支出調書を作成の上、決裁を受けているか。
 - ・ 金銭出納簿は作成しているか。
 - ・ 領収書等は整理されているか。
- ③ 集金・支払い関係
 - ・ 口座振替で集金している種類
 - ・ 現金で集金している種類
 - ・ 未収金の集金方法はどのようにしているか。
 - ・ 未収金の帳簿は作成しているか。
- ④ 令和4年度決算書関係
 - ・ 決算報告書は作成しているか。
 - ・ 決算書残高、金銭出納簿残高、通帳の年度末残高は一致しているか。
 - ・ 監事の監査を受けているか。
 - ・ 会計報告はなされているか。（公表はしているか）
- ⑤ PTA等学校関係団体会計における規約関係
 - ・ 事務局の設置根拠はあるか。
 - ・ 会計・監事が示されているか。

2. 金庫及び現金等について

- ① 金庫及び現金等
 - ・ 金庫の場所
 - ・ 金庫に保管されているもの
 - ・ 金庫の鍵は誰が管理しているか。
 - ・ 現金の保管はあるか。（あれば、どのような用途の現金か）
 - ・ 現金がある場合、残高を把握する帳簿等はあるか。（誰が管理しているか）

3. 引継書について

- ① 引継書
 - ・ 会計事務を引継ぐ場合の引継書が作成されているか。

第8 提出を求めた資料

令和5年度PTA総会資料 ※令和4年度会計報告掲載分

第9 監査の結果

学校徴収金の会計処理については、各学校とも学校預り金会計・PTA等学校関係団体会計のいずれも概ね適正に処理されているものと認められたが、諸帳簿の作成・整理等において不十分な点があった。

収入調書を作成する場合は、事務が煩雑にならない範囲で入金明細を明記の上、ある程度まとめて起票してもよいと考えるが、支出調書は個々の出金ごとに起票及び決裁をすべきである。複数の職員による審査の視点が入ることが事故の防止につながるので、その都度、支出調書を作成し準公金管理者の決裁を受けられたい。また金銭出納簿は、金銭の入出金を管理するとともに、実際の現金及び通帳残高が一致しているか確認するための重要な書類であるため、金銭出納簿を整備の上、適正な会計事務に努められたい。

なお、本行政監査における監査結果の概要は、以下のとおりである。

(1) 学校預り金会計

【高野口小学校】

- 「学級費」・「旅行積立」・「名札代等」について確認を行った。
- 準公金管理者、会計担当者は、それぞれ校長、各学年の担当教員であった。
- 収入・支出調書が整備されていたが、支出調書については決裁者欄の押印が無く余白に決裁印があったため、決裁者欄を作成の上、決裁を受けられたい。
- 領収書等は、支出調書とともに整理されていた。一方現金の残高及び入出金状況が把握出来る出納簿が確認出来なかった。学年担当者ごとに管理方法が違い、統一出来ていなかったため、出納簿を作成するよう統一されたい。
- 現金で集金している種類として、学級費等の口座振替不能金、名札代等があったが、未納金一覧表等により後日適正に集金されていた。
- 会計報告は保護者に公表されていた。

【城山小学校】

- 「学級費」・「旅行積立」・「名札代」について確認を行った。
- 準公金管理者、会計担当者は、それぞれ校長、各学年の担当教員であった。
- 収入・支出調書が整備されており、概ね適正に処理されていた。
- キャッシュカードを作成の上、適正に入出金処理を行っていた。
- 現金の残高及び入出金状況が把握出来る出納簿が作成されていた。
- 領収書等は、領収書綴りファイルで適正に整理されていた。
- 現金で集金している種類として、口座振替不能金、名札代があったが、未納金一覧表等により後日適正に集金されていた。
- 会計報告は保護者に公表されていた。

【橋本中央中学校】

- 「学級費」・「旅行積立」・「部活動費」について確認を行った。
- 準公金管理者、会計担当者は、それぞれ校長、各学年の担当教員であった。
- 収入・支出調書が作成されておらず、整備するよう指摘した。
- 現金の残高及び入出金状況が把握出来る出納簿が作成されていたが、会計年度の記載が無かった。
- 領収書等は、領収書綴りファイルで適正に整理されていた。
- 現金で集金している種類はなく、口座振替不能金は保護者に不納通知と納付書を送付し、保護者自身が金融機関にて入金を行っていた。
- 会計報告は保護者に公表されていた。

(2) P T A等学校関係団体会計

【高野口小学校】

- 「P T A会費」・「P T A協力金」・「P T A文化振興費」について確認を行った。
- 規約が整備されており、また規約には「事務局を学校に置く」と明記されていた。
- 準公金管理者、会計担当者は、それぞれ校長、教頭であった。
- 収入調書は会長、校長の決裁印があり、支出調書は決裁者欄が無かったため、決裁者欄を作成の上、決裁を受けられたい。
- 領収書等は出納簿とともに適正に整理されていた。
- 現金で集金している種類としてP T A会費等の口座振替不能金があったが、未納金一覧表等により後日適正に集金されていた。
- 決算報告書は総会資料として作成されており、監事の監査を受け、P T A総会で公表されていた。

【城山小学校】

- 「P T A会費」について確認を行った。
- 規約が整備されており、また規約には「事務局を学校に置く」と明記されていた。
- 準公金管理者、会計担当者は、それぞれ校長、教頭であった。
- 収入・支出調書が整備されており、概ね適正に処理されていた。
- キャッシュカードを作成の上、適正に入出金処理を行っていた。
- 現金の残高及び入出金状況が把握出来る出納簿が作成されていたが、残高欄の記載が無かったため追記するように指摘した。
- 領収書等は、領収書綴りファイルで適正に整理されていた。
- 現金で集金している種類として口座振替不能金があったが、未納金一覧表等により後日適正に集金されていた。
- 決算報告書は総会資料として作成されており、監事の監査を受け、P T A総会で公表されていた。

【橋本中央中学校】

- 「PTA会費」・「PTA基金会計」について確認を行った。
- 規約が整備されており、また規約には「事務局を学校に置く」と明記されていた。
- 準公金管理者、会計担当者は、それぞれ校長、各学年の担当教員であった。
- 収入・支出調書が作成されておらず、整備するよう指摘した。
- 現金の残高及び入出金状況が把握出来る出納簿が作成されていたが、会計年度の記載が無かった。
- 領収書等は、領収書綴りファイルで適正に整理されていた。
- 現金で集金している種類はなく、口座振替不能金は保護者に不納通知と納付書を送付し、保護者自身が金融機関にて入金を行っていた。
- 決算報告書は総会資料として作成されており、監事の監査を受け、PTA総会で公表されていた。

(3) 金庫及び現金等について

【高野口小学校】

- 通帳・印鑑は鍵のかかる金庫に別々に保管されており、鍵は校長が管理していた。
- キャッシュカードは作成されていなかった。
- 金庫の前面に開閉記録表を貼付して管理していた。
- 現金としては口座振替不能金、名札代等を管理している。口座振替不能金については、後日集金の上、通帳へ入金処理されていた。

【城山小学校】

- 通帳とキャッシュカード・印鑑は鍵のかかる金庫に別々に保管されており、鍵は校長が管理していた。
- 校長が不在の場合、出金が出来ない運用となっており、万一の長期の不在に備えた管理体制を検討しておく必要がある。
- 現金としては口座振替不能金、名札代を管理している。口座振替不能金については、後日集金の上、通帳へ入金処理されていた。

【橋本中央中学校】

- 通帳・印鑑は鍵のかかる金庫に別々に保管されており、鍵は校長が管理していた。
- キャッシュカードは作成されていなかった。
- 口座振替不能金については、保護者に不納通知と納付書を送付し、保護者自身が金融機関にて入金を行っているため、未収に伴う現金はなかった。

(4) 引継書について

【高野口小学校・城山小学校・橋本中央中学校】

- 概ね適正に処理されていた。

第10 監査の意見

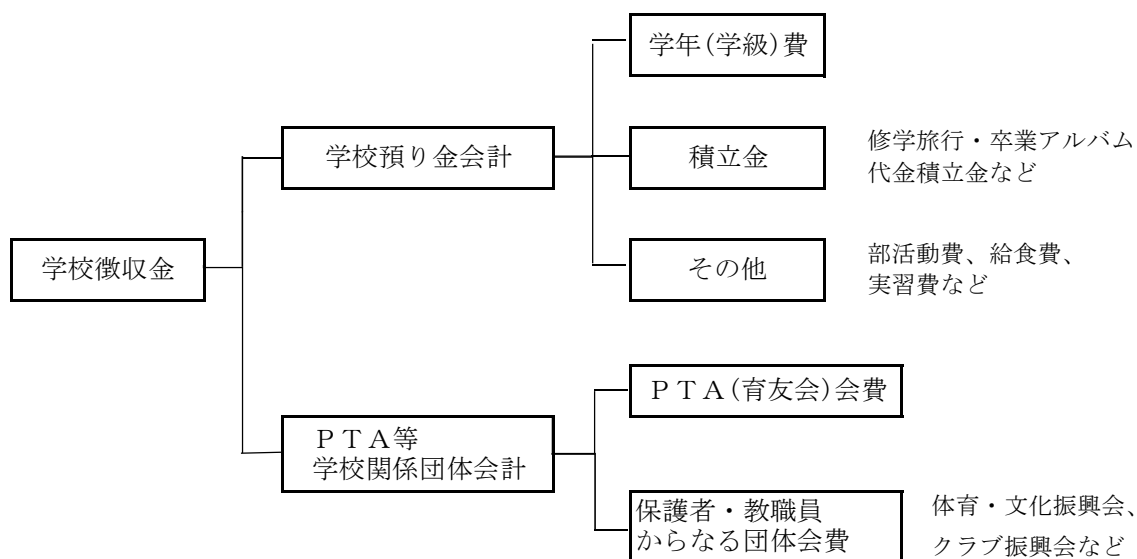
今回の行政監査は、令和5年3月24日に新たに策定（令和5年4月1日施行）された「橋本市立学校準公金取扱規程」をもとに、小中学校が取り扱う準公金「学校徴収金」について、諸帳簿が整理されているか、現金等は適正に保管されているか、会計事務のチェック体制は適切か等に着目して検査を行ったところ、当該取扱規程を策定したことによる一定の効果がみられた。引き続き、各学校においては個別に指摘した意見等を再確認の上、ルールを標準化するとともに、より一層の適正な事務執行に努められたい。

学校運営において、児童生徒、保護者及び学校関係者からの信用と信頼は不可欠であり、特に学校における金銭の取扱いについては、十分な注意が求められる。準公金を取り扱う職員は、そのことをしっかり認識し、会計事務を執行されたい。

なお、今回の実地検査の対象外の小中学校にも情報共有をされたい旨申し添える。

※参考資料（和歌山県教育委員会HPより引用）

【学校徴収金の体系図】



(注) 本市では、学校給食会計は一般会計に組み入れている。